

答 申

1 審査会の結論

諮問第100号案件「審査請求人に関し、2016年11月から2017年3月までの間に区が〇〇病院（その所属医師及び職員を含む。）との間で交わした内容が記載された文書」について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件の審査請求は、平成29年11月1日付けで世田谷区長に対し、審査請求書が提出され、同日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「請求人に関し、2016年11月から2017年3月にかけて、区が〇〇病院（その所属医師、職員を含む）との間で交わした報告、連絡、相談等一切の交信に関する記録、文書」の個人情報等開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が平成29年6月23日付けで行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

ア 区は、理由を具体的に何ら明らかにせず、一部を除き非開示と決定した。その理由について「外部機関その他の関係者との連絡調整や対応方策等に関する事項が記載されており、区の相談・支援業務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」としているだけである。もし、支障があるとするならば、非開示とした情報一つ一つについて、支障を及ぼす可能性を具体的に明示しなければならない。

イ そもそも条例においては、個人情報の本人への開示が義務であり、原則である。非開示は例外的に許されているに過ぎない。

個人情報とは、言うまでもなく本人の情報にほかならず、本人に対しては全面開示が原則である。非開示とするのは、真にやむを得ない極めて例外的な場合のみ許されると解釈すべきである。単に「支障を及ぼすおそれ」という抽象的であいまいな理由で、非開示にすることは許されない。重大な支障が生じる現実的かつ具体的な理由を本人に明らかにする義務がある。

ウ また、区は〇〇病院とのやりとりの有無を明らかにすることすら拒否した。その理由を「区と特定の外部機関とのやりとりの有無を開示することとなり、相談、支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」としている。

上記アと同様に支障を及ぼすおそれが具体的に何ら明らかにされていない。「区と特定の外部機関とのやりとりの有無」が、どのような支障を及ぼすおそれがあるのかを明示せず、その存否も明らかにしないという最高度の非開示決定をしている。やりとりの存否すら明らかにしないという特に例外的で最高度の非開示決定をする場合は、その理由をさらに具体的に明らかにし、特に重大な支障が生じることを示さなければならない。なぜならば、本件処分は、区民が自分の個人情報を知る権利を最高度に侵害する行為だからだ。

エ 区は、相談支援業務について「外部機関その他の関係者」と区との信頼関係の重要性のみを主張し、区の相談支援を受ける区民と区との信頼関係の重要性に言及していない。

日本国憲法第15条第2項及び地方公務員法第30条に規定されているとおり、地方公務員である区の職員は、すべての区民に平等に奉仕するものである。よって、区の職員にとっては、むしろ区民との信頼関係の方が、「外部機関その他の関係者」との信頼関係よりも重要である。

たとえ、区と外部機関との信頼関係がなくなったとしても、区と区民との信頼関係があれば、少なくとも区の裁量でできる最大限のサービスを提供することは可能である。

3 審査請求に対する実施機関の説明

処分庁である実施機関（以下単に「実施機関」という。）が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している内容は、次のとおりに要約される。

(1) 条例第21条第7号は、開示請求に係る保有個人情報等に「実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が含まれている場合、「行政運営情報」として、当該保有個人情報を非開示とすることを定めている。

本件対象文書の一部には、〇〇方とその家族の相談に関する実施機関と外部機関その他の関係者との連絡調整の内容、当該相談に対する支援の方針等が記載されている。

これらの情報を開示するとなると、当該相談や支援に係る事務における実施機関と相談者との信頼関係の構築が困難となり、また、外部機関等との率直なやりとりが阻害されるなどの影響が生じ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件対象文書の一部が条例第21条第7号に該当するとして本件処分を行ったことは適法である。

(2) 条例第23条は、「当該開示情報に係る保有個人情報等が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなる」とは、当該保有個人情報等の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることを定めており、「当該開示請求に係る保有個人情報等が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなる」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第21条の各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

本件請求は、審査請求人に関する区と特定の外部機関である〇〇病院とのやりとりの有無及びその内容を求めるものである。本件請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えることは、区と特定の外部機関である〇〇病院とのやりとりの有無を開示することとなる。

前述のとおり、区の相談・支援を受けている者に対し、それらの情報が開示されるとなると、外部機関その他の関係者との信頼関係に基づいた連携や協力体制において、率直なやりとりが阻害されるなどの影響が生じ、当該事務を適正に行うことにつき、支障を及ぼすおそれがある。

したがって、区の相談・支援事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある条例第21条第7号（行政運営情報）に該当する情報を開示することとなるため、本件請求に対し、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該部分の本件請求の一部を拒否したことは適法である。

4 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件請求に係る開示請求書には、「請求人に関し、2016年11月から2017年3月にかけて、区が〇〇病院（その所属医師、職員を含む）との間で交わした報告、連絡、相談等一切の交信に関する記録、文書」との記載があり、実施機関は、①「請求者に関し、2016年11月から2017年3月までの間に区が〇〇病院（その所属医師及び職員を含む。）との間で交わした内容が記載された相談記録兼世帯台帳」及び②「上記①以外の請求者に関し、2016年11月から2017年3月までの間に区が〇〇病院（その所属医師及び職員を含む。）との間で交わした内容が記載された文書」の2点を対象文書としている。

そして、審査請求書によれば、審査請求人は、本件処分を取り消し、全部開示を求めている。

したがって、本件審査請求対象文書は、①「請求者に関し、2016年11月から2017年3月までの間に区が〇〇病院（その所属医師及び職員を含む。）との間で交わした内容が記載された相談記録兼世帯台帳」及び②「上記①以外の請求者に関し、2016年11月から2017年3月までの間に区が〇〇病院（その所属医師及び職員を含む。）との間で交わした内容が記載された文書」の2点と認められる。

(2) 条例第21条第7号の該当性について

条例第21条第7号は、開示請求に係る保有個人情報等に「実施機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、・・・その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が含まれている場合、当該保有個人情報等を非開示とすることを定めている。

審査会が見分したところ、本件審査請求対象文書のうち、条例第21条第7号に該当するため非開示とした部分には、外部機関その他の関係者との連絡調整や対応方策等に関する事項が記載されていることを確認した。

これらの内容の記載については、実施機関が主張しているように、当該相談や支援に係る事務における実施機関と相談者との信頼関係の構築が困難となり、また、外部機関等との率直なやりとりが阻害されるなどの影響が生じ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

したがって、条例第21条第7号本文に該当するため、本件審査請求対象文書を一部開示とした実施機関の判断は妥当であると判断する。

(3) 条例第23条の該当性について

条例第23条は、「当該開示情報に係る保有個人情報等が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなる時」は、当該保有個人情報等の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることを定めている。

この「当該開示請求に係る保有個人情報等が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなる時」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第21条の各号の規定により保護すべき情報に該当する場合をいう。

そして、条例第21条第7号は、開示請求に係る保有個人情報等に「実施機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、・・・その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が含まれている場合、「行政運営情報」として、当該保有個人情報等を非開示とすることを定めている。

これらを踏まえ、審査会が本件審査請求対象文書を見分したところ、たしかに審査請求人が主張しているとおり、本件請求は、審査請求人が直接関係のある特定の外部機関である〇〇病院と区との間で交わされた報告、連絡等に関する記録を求めるものであり、〇〇病院は審査請求人と一定の関係があることから、条例第23条に基づく存否応答拒否は不当・違法であるという審査請求人の主張は、その限りにおいて理解することができる。

しかしながら、実施機関が主張しているように、通常、区の相談・支援業務は、外部機関その他の関係者との間で率直にやりとりするなど密接な連携・協力体制の下で進められる必要があり、外部機関その他の関係者との信頼関係が重要であると考えられる。そして、区の相談・支援を受けている者に対し、ある特定の外部機関とのやりとりに関する記録が開示される場合、当該外部機関その他の関係者との信頼関係に基づいた連携や協力体制において、率直なやりとりが阻害されるなどの影

響が生じ、当該事務を適正に行うことにつき、支障を及ぼすおそれがあると考えられる。したがって、本件審査請求対象文書には、条例第21条第7号が非開示事由として規定する行政運営情報が含まれていると考えられる。

さらに、これらの文書の存在を認めた上で非開示とした場合、区と〇〇病院との間で行われた打ち合わせの日時、内容、頻度、タイミング等を開示することとなり得る。したがって、本件審査請求対象文書の存否を明らかにすることは、条例第21条第7号が非開示事由として規定する行政運営情報にあたることとした実施機関の主張には理由があると考えられる。

以上のことから、本件請求は、条例第21条第7号に該当する情報を含む文書の開示を求めるものであるため、実施機関が本件請求に対し、条例第23条に基づき当該行政情報の存否を明らかにせずに、本件請求の一部を拒否した本件処分は、適法であると認められる。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
平成30年5月2日	審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。 （諮問第100号）
平成30年6月25日	（平成30年度第3回審査会） ・事務局から経過概要の説明を受けた。
平成30年9月20日	（平成30年度第5回審査会） ・審査請求人から意見の陳述を受けた。 ・諮問事項を審査した。
平成30年10月1日	（平成30年度第6回審査会） ・実施機関から説明を受けた。 ・引き続き諮問事項を審査した。
平成30年11月8日	（平成30年度第7回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
平成30年12月6日	（平成30年度第8回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和元年12月5日	（令和元年度第7回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和元年12月27日	審査庁（世田谷区長）に答申した。